

	6/26	6/26	

基 発 0621 第 33 号  
平成29年 6 月 21 日

一般社団法人 日本トンネル専門工事業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

ずい道等建設工事における「換気の実施等の効果を確認するための  
空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」等の一部改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ずい道等建設工事におけるじん肺等の健康障害の防止を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」（平成12年12月26日付基発第768号の2。以下「768号の2通達」という。）の別添1「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」において、別紙「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」により、粉じん濃度の測定等を行うこととされています。この中で、粉じん濃度の測定の具体的な方法については、光散乱方式による測定機器を用いるものとし、その際の質量濃度変換係数（K値）を測定機器の種類ごとに定めているところです。

今般、平成29年5月23日に開催した管理濃度等検討会において、ずい道建設現場における実測データを踏まえ新たに1機種についてK値を定めることが適当である等の検討結果が得られました。

このため、768号の2通達の一部を変更することとし、併せて関連通達に関し所要の見直しを行い、別添のとおり都道府県労働局長あて通知しております。

つきましては、貴会におかれましても、その趣旨をご理解いただき、会員その他関係事業場に対し、ガイドラインで示された対策を含め、周知を図っていただきますよう、特段の御配慮をお願いします。